

# 静岡市指定給水装置工事事業者に係る運営基準

静岡市上下水道局 水道部

お客様サービス課

## 静岡県指定給水装置工事事業者に係る運営基準 目次

1	総則	.....	P 1
1	趣旨		
2	施工基準の順守		
2	給水装置工事事業者の指定	.....	P 1
1	指定の申請		
2	指定の更新		
3	指定の取消し		
4	指定給水装置工事事業者の指定の停止		
3	主任技術者	.....	P 4
1	主任技術者の選任		
2	主任技術者の職務		
4	事業の運営	.....	P 4
1	事業の運営の基準		
2	設計審査		
3	工事検査		
4	主任技術者の立会い		
5	報告又は資料の提出		
6	給水の停止		
5	その他	.....	P 8
1	指定事業者の災害時の協力		
2	表彰		

## 静岡市指定給水装置工事事業者に係る運営基準

### 1 総則

#### 1-1 趣旨

この基準は、静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号。）第5条第4項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）について必要な事項を定めるものとする。

#### 1-2 施工基準の遵守

静岡市指定事業者は、法令、条例その他これに準ずる規程及び静岡市給水装置工事施工基準及び給水装置工事申込みに係る申請手続き並びにこの基準に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を履行するものとする。

### 2 給水装置工事事業者の指定

#### 2-1 指定の申請（水道法第25条の2）

給水装置工事事業者の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 給水装置工事事業者の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

イ 水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

ウ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

エ その他厚生労働省令で定める事項

（行政指導）

1 静岡市上下水道局（以下「当局」という。）は、上記に加え次に掲げる事項を記載した業務内容等確認書の提出を求めるものとする。

（1）静岡市給水区域内において実施し、及び予定している業務内容

（2）静岡市給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）に技能を有する者として置くこととなる公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管

技能に係る検定の合格者（以下「配管技能者」という。）の氏名と技能者番号

※4-1 行政指導1 参照

(3) 静岡市以外の水道事業者からの指定に係る処分の有無

2 当局は、更新を受ける指定事業者に対して、静岡市給水装置工事施工基準及びこの基準を遵守することを求めるものとする。

## 2-2 指定の更新（水道法第25条の3の2）

給水工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 給水装置工事事業者の指定の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

イ 水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名

ウ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

エ その他厚生労働省令で定める事項

(行政指導)

1 当局は、上記に加え次に掲げる事項を記載した業務内容等確認書の提出を求めるものとする。

(1) 静岡市給水区域内において実施している業務内容

(2) 配管技能者の氏名と技能者番号

(3) 静岡市指定給水工事事業者の講習会の受講実績

(4) 静岡市主任技術者の講習会の受講実績

(5) 静岡市以外の水道事業者からの指定に係る処分の有無

2 当局は、事業者が前条の(3)(4)について毎回の受講実績が認められない場合は、講習会受講の機会を確保することを求めるものとする。

3 当局は、更新を受ける指定事業者に対して、静岡市給水装置工事施工基準及びこの基準を遵守することを求めるものとする。

### 2-3 指定の取消し（水道法第25条の11）

水道事業者は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消することができる。

- (1) 指定の基準の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 主任技術者の選任の規定に違反したとき。
- (3) 変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 管理者の工事検査への主任技術者の立会いの求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) 管理者の報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) その施行する給水装置の工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (8) 不正の手段により指定を受けたとき。

(留意事項)

1 次の行為については、水道施設の機能に重大な障害を与えるおそれが大きいため、厳に慎むこと。

- (1) 管理者に給水装置工事届を提出しないで、給水装置工事を施行すること。
- (2) 管理者に給水装置工事完成届を提出しないで、給水を開始すること。
- (3) その他施行不良により漏水、逆流等が生じる恐れがあるとき。

### 2-4 指定給水装置工事事業者の指定の停止（静岡市水道事業給水条例等施行規程第6条）

管理者は、指定事業者が水道法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合において特段の事情があると認めるときは、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

### 3 主任技術者

#### 3-1 主任技術者の選任（水道法施行規則第21条）

指定事業者は、指定を受けた日から14日以内に事業所ごとに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、事業所ごとに選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届けなければならない。

（行政指導）

- 1 当局は、選任される主任技術者に対して、当局が行う主任技術者講習会への受講を求めるものとする。

#### 3-2 主任技術者の職務（水道法施行規則第23条）

主任技術者は、次の各号に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置の工事に関する技術上の管理
  - (2) 給水装置の工事に従事する者の技術上の指導監督
  - (3) 給水装置の工事に係る給水装置の構造及び材質が政令に定める基準に適合していることとの確認
  - (4) 給水装置の工事に関する管理者との連絡又は調整
- 2 給水装置の工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

### 4 事業の運営

#### 4-1 事業の運営の基準（水道法施行規則第36条）

指定事業者は、次の各号に掲げる事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置の工事ごとに選任した主任技術者のうちから、当該工事に関する主任技術者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有

- する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- (3) 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置の工事に従事する者の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
- ア 政令に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
  - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、複合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置の工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
- ア 施主の氏名又は名称
  - イ 施行の場所
  - ウ 施工完了年月日
  - エ 主任技術者の氏名
  - オ 竣工図
  - カ 給水装置の工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
  - キ 給水装置工事の構造及び材質の確認の方法及びその結果

(行政指導)

- 1 当局は、次に掲げる事項を指定事業者を求めるものとする。
  - (1) 上記(2)の適切に作業を行うことができる技能を有する者として、配管技能者を置くこと。
- 2 当局は、給水装置工事の施工において次に掲げる事項を指定事業者を求めるものとする。
  - (1) 穿孔を伴う給水装置工事を行う場合、当該工事の申込を工事着手の3日前までに管理者へ提出すること。
  - (2) 設計審査に合格した設計書に変更が生じた場合、速やかに管理者へ協議を求めること。
  - (3) 道路掘削後に給水位置の変更が生じた場合、管理者と道路管理者へ協議を求め承諾を得ること。

#### 4-2 設計審査（静岡市水道事業給水条例等施行規程第3条）

給水装置工事の設計審査を受けようとする指定事業者は、あらかじめ給水装置工事に関する設計書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の設計書の提出があつた場合において、給水装置の材質の確認をする必要が生じたときは、その設計書を提出した指定事業者に対し、当該給水装置の品質を証明する書類の提出を求めるものとする。

（行政指導）

1 当局は、工事着手予定日の30日前までに、給水装置工事に関する設計書を管理者に提出するよう指定事業者に求めるものとする。

2 当局は、給水装置工事設計審査を受けようとする指定事業者に、あらかじめ次の事項について事前調査を行うことを求めるものとする。

- （1）工事場所の区域
- （2）配水管の施設状況
- （3）給水管の布設状況
- （4）給水装置の所有者
- （5）分岐承諾及び土地承諾

3 当局は、給水装置工事設計審査を受けようとする指定事業者に、あらかじめ次の事項について事前に現場調査を行うことを求めるものとする。

- （1）必要水量
- （2）配水管の布設位置
- （3）材料の選定及び布設位置
- （4）止水栓及びメーター位置
- （5）既設の給水管の布設位置
- （6）通水確認
- （7）道路等の状況

4 当局は、上記2、3の事項を満たしていないものについては、設計審査を行わないものとする。



#### 4-3 工事検査（静岡市水道事業給水条例等施行規程第4条）

工事検査を受けようとする指定事業者は、工事完成届出書に完成図を添えて管理者に提出しなければならない。

2 指定事業者は、前項の検査の結果、給水装置工事が不合格と認められたときは、管理者の指定する期間内に改修しなければならない。

（行政指導）

1 当局は、上記に加え指定事業者に対し、次に掲げる事項を求めることとする。

（1）工事検査において管理者からの指示書を受けた場合は、1週間以内に指示事項について対応し完了させること

（2）指定事業者は、工事検査が終了する前に物件を工事依頼者へ引き渡してはならない

#### 4-4 主任技術者の立会い（水道法第25条の9）

水道事業者は、給水装置の検査を行うときは、当該給水装置の工事を施行した指定事業者に対し、当該工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

#### 4-5 報告又は資料の提出（水道法第25条の10）

水道事業者は、指定事業者に対し、当該指定事業者が本市給水区域内において施行した給水装置の工事に必要報告又は資料の提出を求めることができる。

#### 4-6 給水の停止（水道法第16条の2）

水道事業者は、次の各号のいずれかに該当するときはその者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。

（1）給水装置が管理者又は指定事業者の施行した給水装置工事に係るものでないとき。

（2）給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないとき。

（留意事項）

1 （1）には、指定が取消された給水装置工事事業者が取消された以後に給水装置工事を施行した場合も含まれる。

## 5 その他

### 5-1 指定事業者の災害時の協力（静岡市水道事業給水条例等施行規程第8条）

指定事業者は、暴風雨、地震その他の災害の発生に際し、市の水道施設の復旧又は応急措置を講ずるため、当該復旧又は応急措置の業務に関し、管理者から要請があったときは、これに協力するよう努めなければならない。

### 5-2 表彰（要綱）

当局は、指定事業者のうち給水装置の工事の施行に関して著しく功績が顕著である者を表彰するものとする。